平成２１年（フ）第４６０号
兵庫県明石市大久保町大窪341－３　市住８
債務者　おそうじ本舗明石大久保店こと　春口　弘司
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
兵庫県明石市西新町３丁目４－９　ハイツ西新町301
債務者　北川　豊次
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
神戸市西区井吹台東町４丁目18―18―106
債務者　穂積　淳人
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
神戸市西区学園西町５丁目１―508―404
債務者　津呂　光明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
兵庫県明石市貴崎５丁目１―37岩美荘三号２Ｆ
債務者　竹沢末子こと　**袈**　末子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
兵庫県明石市小久保２丁目10―３―402
債務者　下地さとみ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
兵庫県明石市西明石西町１丁目10―26富士荘、旧住所神戸市西区王塚台１丁目２―205
債務者　二星　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
兵庫県明石市貴崎１丁目10ー10―308
債務者　益田由美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
奈良県大和郡山市北西町31番地23
債務者　森川　善子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１８４号
山口県大島郡周防大島町大字久賀4798番地11
債務者　吉村　輝明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３６３号
福岡県北九州市八幡西区菅原町１―43　シャトレ菅原Ⅱ306号、住民票上の住所山口県下関市大字永田郷389番地２
債務者　木川　祥志
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
山口県下関市長府東侍町10番Ｒ３―201号　市営長府松原東住宅
債務者　山本　香織
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
山口県下関市稗田中町22番６―104号　フルハウスＨＩＥＤＡ
債務者　井上　弘人
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
福岡県久留米市上津町1136番地３
債務者　吉田健太朗
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７５号
福島県いわき市内郷高野町反田39番地の54
債務者　戸澤　由美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１５０７号
埼玉県川口市末広１丁目４番17号　川口末広マンション303号
債務者　中井　幸子（旧姓猪子）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３３号
さいたま市浦和区常盤９丁目14番３号　メゾン常盤301号
債務者　室澤　　香（旧姓川名・木暮）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係